

労働基本権と人事院勧告の意義

11

国家公務員は、労働基本権が制約される代わりに、人事院勧告制度を中心とする代償措置が講じられています。

労働基本権の付与状況

区分	団結権	団体交渉権		争議権
		協約締結権		
国家公務員	給与法適用職員	○	△ (交渉は可能)	×
	警察職員、海上保安庁職員、 刑事施設職員	×	×	×
	行政執行法人職員	○	○	○

(注) ○印は認められているものを、△印は一部制約されているものを、×印は制約されているものを示す。

ILO第98号条約（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）との関係

ILOは、国の行政に従事する公務員については団体交渉権・ストライキ権を制約することを認め、その場合には労働者の十分な利益保護のための適切な保障が確保されることを求めています。

諸外国の国家公務員の給与改定方式

1. 労使交渉によらず国が給与を決定する場合

- ▶ アメリカの連邦公務員については、俸給の改定率(算出式)は法律に規定され、地域均衡給は大統領給与エンジニアントが勧告し、大統領が決定
- ▶ イギリスの上級公務員については、上級公務員給与審議会が勧告し、首相が決定
- ▶ ドイツの官吏については、政府が労働組合の意見を聴取した上で法案提出、議会が決定

2. 労使交渉を行い労働協約を締結する場合

- ▶ イギリスの一般職員については、給与歳出枠の範囲内で配分交渉を実施し、労働協約を締結
- ▶ ドイツの公務被用者については、労働協約の効力は予算措置の有無に左右されないが、実質的に予算との調整を図り交渉を実施し、労働協約を締結

3. 労使交渉を行うことはあるが、労働協約は締結できない場合

- ▶ フランスの公務員については、争議行為が認められているが、労使交渉を行うか否かは政府の判断によるとされ、一般に政令等の改正により改定

判決に見る人事院勧告の意義

人事院勧告制度は、最高裁の判決において、労働基本権制約の代償措置であるとされています。

【全農林警職法事件判決（最高裁大法廷 昭和48年4月25日）】

全農林警職法事件は、全農林労組の幹部が争議行為への参加をあおったなどの理由により国家公務員法違反の罪に問われたもので、裁判では国家公務員法による労働基本権の制限の合憲性が問われました。

判決では、憲法28条の労働基本権の保障は公務員に対しても及ぶが、公務員の地位の特殊性と職務の公共性に鑑みると、必要やむを得ない限度の制限を加えることは十分な理由があるとし、国家公務員法が身分、任免、服務、給与等の勤務条件について周到詳密な規定を設け、さらに中央人事行政機関として、準司法機関的性格をもつ人事院を設けていること、人事院が給与等の勤務条件について国会及び内閣に勧告することなどの代償措置が講じられていることを前提に、労働基本権の制約を合憲としています。

さらに、判決の追加補足意見として、この代償措置が実際に画餅に等しいと見られる事態が生じた場合には、その正常な運用を求めて相当と認められる範囲を逸脱しない手段態様で争議行為を行ったとしても、それは憲法上保障された争議行為であるというべきであるとの意見が示されています。